

令和 2 年 11 月 18 日
千葉県県土整備部道路環境課
043-223-3135

占用工事における不適切な路盤材の使用について

千葉県管理道路における京葉ガス(株)及び東京ガス(株)の道路占用工事において、不適切な路盤材を使用していた事案が確認されましたので、お知らせします。

1 概要

京葉ガス(株)及び東京ガス(株)の占用工事の一部において、本来、路盤材として再生粒度調整砕石を使用すべきところ、再生クラッシャーランを使用していたものです。

なお、京葉ガス(株)及び東京ガス(株)から県へは、本来の舗装構成で施工するとした施工計画書及び施工したとした完了届等が提出されており、実際はこれと異なる施工がなされていたものです。

経緯及び具体の箇所は別紙のとおりです。

2 現状

現地の路面状況に変状は生じていないことを確認しております。また、今回の不適切な施工により、舗装の耐久性が低下しますが、直ちに安全性を損なうものではありません。

3 今後の対応

該当の箇所については京葉ガス(株)及び東京ガス(株)により、本来使用すべき路盤材で復旧を行うこととしていますが、施工時期等の詳細については、現場状況を踏まえ対応します。

道路利用者及び沿道にお住まいの方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

現地の路面状況に変状は生じていないことを確認していますが、両社へ是正工事完了までの定期的な安全点検を求めています。

また、同様の事案がないか、京葉ガス(株)及び東京ガス(株)の他の占用工事について両社へ調査を求めているとともに、他の占用企業者の占用工事につきましても調査を進めます。

○経緯

日鉄パイプライン&エンジニアリング(株) (以下、日鉄P&E(株)) が京葉ガス(株) 及び東京ガス(株) から受注した工事において該当事案があったことについて、京葉ガス(株) からは令和2年11月9日、東京ガス(株) からは11月16日に県へ連絡がありました。

なお、原因については京葉ガス(株) 及び東京ガス(株) が日鉄P&E(株) の作成する書面のみで使用した材料を確認しており、結果として管理が十分でなかったことによるものと両社から報告されております。

○不適切な路盤材の使用について

本件事案による不適切な路盤材の使用とは、下記舗装断面のうち、本来上層路盤材として再生粒度調整砕石を使用すべきところ、再生クラッシャーランを使用して舗装を行っていたものです。

～標準的な舗装構成例～		～今回の事案～	
表層	アスファルト舗装	表層	アスファルト舗装
基層	アスファルト舗装	基層	アスファルト舗装
上層路盤	再生粒度調整砕石	上層路盤	再生クラッシャーラン
下層路盤	再生クラッシャーラン	下層路盤	再生クラッシャーラン

○該当箇所

NO.	路線名	場所	延長(m)	占有者
1	西浦安停車場線(276号線)	浦安市今川	654.4	京葉ガス
2	西浦安停車場線(276号線)	浦安市日の出	65	京葉ガス
3	松戸原木線(180号線)	松戸市高塚新田	15.5	京葉ガス
4	松戸野田線(5号線)	松戸市古ヶ崎	263.5	京葉ガス
5	我孫子関宿線(7号線)	柏市船戸	6.3	京葉ガス
6	成田松尾線(62号線)	成田市大清水	7	東京ガス